

新潟市婚活支援ネットワーク認定イベントに関する要領

(趣旨)

第1条 本要領は、本市の少子化対策の一環として、出会い・結婚を支援する取り組みを推進するため、新潟市婚活支援ネットワーク加入団体が実施する取り組みに対し、「新潟市婚活支援ネットワーク認定イベント」として市が認定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 新潟市婚活支援ネットワーク加入団体（以下、「加入団体」という。）とは新潟市婚活支援ネットワーク事務局に加入申請し、登録された次の団体をいう。
 - ア 地域団体（コミュニティ協議会、自治会、町内会等）
 - イ 経済団体（商店街団体、商工会・商工会議所、青年会議所等）
 - ウ 一般企業（メディア、飲食店業、イベント業、講師派遣業等）
 - エ その他適当と認められる団体
- (2) 新潟市婚活支援ネットワーク事務局（以下、「事務局」という。）とは、新潟市婚活支援ネットワークの運營業務について、市との協定を締結した者をいう。
- (3) 出会い・結婚を支援する取り組み（以下、「婚活イベント等」という。）とは、男女の出会いの場の提供につながる婚活イベントや、個人のコミュニケーション等のスキルアップにつながるセミナー等、出会い・結婚の後押しや機運醸成に寄与するものをいう。

(事業内容)

第3条 加入団体・事務局が実施する婚活イベント等について、「新潟市婚活支援ネットワーク認定イベント」（以下、認定イベントという。）として認定し、市の広報媒体や公共施設等における広報協力を行う。

(認定対象)

第4条 本事業による認定の対象は、加入団体・事務局が実施する婚活イベント等のうち、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 加入団体のうち、主にイベント業を行う企業以外の団体が、単独又は他団体との共催により実施するものであって、第5条に規定する認定基準をすべて満たすとともに、内容について事務局のアドバイスを受けているもの。
- (2) 加入団体のうち、主にイベント業を行う企業が、他団体（主にイベント業を行う企業を除く）との連携により実施するものであって、第5条に規定する認定基準をすべて満たすとともに、

内容について事務局のアドバイスを受けているもの。

- 2 婚活イベント等の実施に関し、十分なノウハウを有すると事務局があらかじめ認める団体については、前項各号に規定する事務局のアドバイスは不要とする。
- 3 認定を受ける婚活イベント等を実施する者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（認定基準）

第5条 婚活イベント等の企画内容に関する認定の基準は、次に掲げる各号のとおりとし、これらの基準をすべて満たすものとする。

- （1）募集対象者は、18歳以上（年齢上限の設定可）の独身男女とし、概ね10名以上の参加を見込んだ企画であること。ただし、募集対象者に20歳未満の者を含む企画については、参加者の年齢にかかわらず、アルコール類の提供は不可とする。
- （2）参加者の募集は広く行うこと。ただし、イベント等の趣旨により、募集対象者の地域、趣味、職業等を限定することが妥当と認められる場合を除く。
- （3）参加者から負担金を徴収すること。ただし、セミナーと婚活イベントを一体的に開催した際にセミナーのみ参加する場合、オンラインでイベント及びセミナーを開催する場合はこの限りでない。
- （4）主な会場が新潟市内であること。ただし、県内の他市町村が主催または共催する場合を除く。
- （5）オンラインでイベント及びセミナーを開催する場合は、新潟市民の参加を優先すること。
- （6）婚活イベント（オンラインで開催する場合を除く）を開催する際は、可能な限り地域資源（食、特産品、地域の施設、観光スポット等）を活用した内容が含まれていること。ただし、同一年度内の2回目以降の認定申請を行う場合及び第4条第1項第2号に基づく事業である場合については、必ず地域資源を活用した内容が含まれていること。
- （7）指定感染症の感染拡大により市長が特段の対応が必要と認めた場合において、イベント及びセミナー（オンラインで開催する場合を除く）を開催する際は、参加者、運営スタッフ等について検温や手指消毒を行うほか、3密（密集・密接・密閉）を回避するための措置を講ずる等、感染症の拡大防止対策を徹底すること。
- （8）新潟市婚活支援ネットワーク認定イベントである旨を、募集チラシ等の広報物に記載すること。
- （9）参加者へのアンケートを行い、市が別途指定する項目を記載すること。

(認定の申請手続)

第6条 本事業による認定を受けようとする主催者は、あらかじめ様式第1号による申請書を市長へ提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、申請書の受理後、内容の確認及び審査を行い、必要に応じて申請者又は事務局に対し聞き取りを行うものとする。

(認定の承諾)

第7条 市長は、認定の申請を承諾した場合には、申請者に対し様式第2号による承諾書を交付するものとする。

(内容の変更等)

第8条 主催者は、認定の承諾を受けた後に、事業内容について変更が生じた場合又は事業が中止となった場合には、様式第3号により速やかに市長へ届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定を承諾した事業について、内容の変更等により本要領に規定する各要件を具備しなくなったと認める場合及びその他不適当な行為があったと認める場合には、当該承諾を取消することができるものとする。

(実施報告)

第10条 主催者は、認定を受けた事業の終了後、1か月以内に様式第4号により市長へ結果の報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。